

亀倉町区有文書目録と目録作成について

1 近世の高井郡亀倉村は、幕府領であった時代が長い。寛永 8 年（1631）から万治 3 年（1660）年までと元禄 14 年（1701）以降幕末まで、合わせて約 200 年間は幕府領となっている。今回須坂市亀倉町から史料整理を依頼された文書群は、その時代の史料のほか明治期から昭和期に至るまでの史料である。本目録は、それらの史料を目録化したものである。

2 村高は「慶長打立帳」214 石余、「元禄郷帳」281 石余、「天保郷帳」「旧高旧領取調帳」はともに 344 石とされ、幕末にかけて漸増している。

明治 7 年（1874）6 月の総反別 93 町 1 反余、田 5 町 9 反余・畑 87 町 1 反余（「地順帳」による）となっている。明治 7 年 11 月の戸数 80 戸、人口は男 156 人・女 162 人、総計 318 人。明治 8 年には福沢集落が仁礼村に編入して分かれている。

明治維新の变革を経て明治 22 年（1889）には、合併して上高井郡仁礼村大字亀倉となり、昭和 30 年（1955）には東村、同 46 年からは須坂市亀倉町となっている。

3 本区有文書中最古の史料は、井上村に代官所が置かれていた寛永 13 年（1636）の「子歳亀倉村御年貢割付之事」で、それ以降明治 3 年（1870）まで、一部欠落している年貢割付状を除いては、現存している。年貢皆済状も同様な状態にあり、村の近世史料の大半は割付・皆済状で占められている。入会山・山林関係史料は別にまとめて目録化しておいた。

明治になっては、地租改正関係帳簿である明治 8 年「地順収穫地租・価取調帳」のほか同 19 年（1886）の「丈量誤謬訂正願書」、同 21 年の脱落地編入願書も目に付く。大正期では青年会関係史料や養蚕関係史料もみられる。昭和 17 年（1942）から同 19 年の「区費収入支出記入帳」や昭和 20 年前後の史料も貴重であろう。

4 これら現存する史料を「亀倉町区有文書目録」として目録を作成した。『須坂市域の史料目録』の連番整理番号「056」（56 番目）に位置づけ、史料番号は「056-A-1」から開始して、整理ラベルを貼付した。

文書目録は、一部入会山関係文書を例外として、原則としては時系列により配置して作成した。

その後、2019 年 8 月 5 日、亀倉町より大正期から昭和 20 年代にわたる青

年団関係の史資料 10 点の寄託を受けた。これを追加分として整理、「056-F」群と位置付けて目録化し、整理ラベルを貼付した。

文書目録は、一部入会山関係文書を例外として、原則としては時系列により配置して作成した。史料点数は以下のように 953 点を数える。

記号	分類項目	総史料番号	史料点数
A	江戸	429	430
B	明治	142	148
C	大正	84	88
D	昭和	155	156
E	入会山・山林	109	121
F	青年會等	10	10
	合計	929	953

5 史料目録の作成に当たっては、史料活用の便を考慮して次のようにした。

(1) 史料名は、原則として史料中に記載された表題を記載したが、無表題史料には、次のように () をもちいて仮表題を作成して掲げた。

(亀倉村絵図) (布達綴り)

(2) 「記」・「覚」のみで内容無記載の史料については、次のように () 内に内容説明を記載したものもある。

一札之事 (心得違い詫び書) 覚 (御用金請取)

(3) 史料形態については、次のように略記した。

横 (横帳)、横半 (横半帳)、縦 (縦帳)、紙 (一紙)、
封 (封書)、冊 (冊子)、綴 (ジョイント含む) など

6 本史料目録は、亀倉町のご理解とご協力を得て、須坂市誌編さん室の下記専門員が分担して作成した。

勝山一男・小林謙三・涌井二夫・竹内正勝・小林裕

(編さん担当 : 青木廣安・丸山文雄)

2012 年 12 月 3 日

(2) 追加資料整理

井上光由・大塚尚三・田子修一

2019 年 8 月 7 日

須坂市誌編さん室